

第9回 Z P S C W e b 役員会議 議事録

会議期間 平成22年3月2日～3日 (W e b会議)

参加者：下田 館石 木下 廣瀬 (来年度役員：土持 鈴木 佐藤)

記 錄：廣瀬

1) W e b 役員会議の結果、

H22年度のZ P S C サークル減免申請手続きについて、

H22年度登録は「北文」にメンバー全員登録することに決まりました。

2) W e b 役員会議の議決に従い、次期会長が、議決の館にてサークル減免申請手続きを進めることになりました。

3) W e b 役員会議を開くまでの経緯とその問題点整理のため以下に関係文を添付しました。

参考：

これまでの経緯：役員会メール等で役員各位はその動向を把握しておられることと思いますが、これまでの経緯として3館会議の回答書を以下に添付しました。

参考資料：

1. 第2回役員会のその他の項目を参照願います。
2. 第7回役員会の項目5を参照願います。
3. 植松館長からZPSC会長宛ての3館会議の回答書 = 下記に転記
4. それに対する質問書 = 下記に転記

3館会議の回答書(植松館長)

ZPSC 会長 下田さま

過日公民館に対していただきました下記の件につきまして、三館長で調整、確認をしましたのでご報告いたします。

件名 各公民館・センターへのパソコンサポートクラブ分割登録にことについて

1.確認をしておきたい事由

パソコンサポートクラブは市の施策の必要上、養成して結成していただいた「サークル」であること。

公民館への登録は、公民館主催のパソコン講座をお願いするにあたり、講師である皆さんの「サークル」を運営する会議や、打ち合わせ上、場所が必要になることから減免申請手続をすることになった。

公民館に「登録制度」はありません。減免申請手続きとして団体調書を提出していただいている。文化祭や利用者会議への出席要請は、定期利用をしているサークル、団体に、社会教育活動成果の地域還元と、学習、文化活動の公共性を認識していただくために、あくまで協力をお願いしているものです。(あくまでサークルの主体的な意思が最終的な判断になります。)

2.今回の「登録手続き」処理について、整理をします。

サポートクラブからの要請は「分割」して3館に登録する。とのご意向でしたが、館側の理解は「サポートクラブ」として個々の館に登録するという理解です。この点、これまで一貫していましたが、誤解があったということになります。

「分割」で「登録」したいということの趣旨が、役員・会員間で共通理解となっていないと見受けられます。各館で申請されるときの説明を聞く限り、職員の応対、受け止め方が違うことから推察します。同様の内容ならよいのですが、方向性が違う点もあり、議論をし難くしています。

・大方では、公民館から事業等の協力要請があり負担である。それは、会員が身近な各館で協力するなら良い(することもできる。)。「分割」して登録するのは、班の参加しにくい他館のパソコン講座に参加をしなくて良いようにしたい。の二つだと館側は聞き取っています。

3.三館長で協議した提案（結論）

登録の形式は、基本として「分割」しないでいただきたい。これは、サポートクラブが「分かれる」ことを意味していると考えます。講座の依頼は「サポートクラブ」に対して行なう性格上ひとつで受付けます。

A案 これまで通り。 対応として、館側は（1.確認して…）のとおり、パソコンサポートクラブの位置づけを徹底して、通常のサークルと同様の館事業等への協力要請に弾力性をもたせます。

B案 登録館を三館もしくは、輪番で移す。 三館に個別登録することも、一館に置くことも、差異があるとは思えませんが、いずれにしてもA案同様公民館側のサポートクラブの位置づけと対応を徹底するようにいたします。

この対応のいずれかでお願いいたします。

この件とは別に、担当者間との話し合いで課題となっています点について、三館長（生涯学習推進課を含む）調整会議で話題となりましたので、方向性を追記します。

1.パソコンリース切れ以降の講座の継続について

基本的には2年後のリース切れに対応して、「パソコンデバイド」に対応したパソコン入門講座は終了することになる。との説明をしましたが、追加として、パソコンリースが切れるので「止める」「できない」のではなく、市民のニーズとして費用対効果を考えて存在するかどうかを判断します。その結果、形態を変えて継続の努力をすることも有り得ます。

2.公民館でのインターネット利用環境について

同様に2年後のリース契約終了時に現在の環境が無くなりますが、11月の班長会議で植松が説明しましたとおり、館内でパソコン利用ができる環境を残す（作る）かどうかは、三館として施策上検討します。

この二点は、貴クラブがボランティアとして存続することに關わりご心配な点と考えていますので、付記させていただきます。

3館会議回答書（植松館長）に対する質問書

質問 1、2

以上、判り易く解説を宜しくお願いします。

ZPSC 会長 下田 善明

了解しました。

質問 1

> A案 これまで通り。 対応として、館側は（1.確認して…）のとおり、・・・・

現在のところ次期会長の働き（貢献）が大きな部分を占めることから、
「これまで通り」でない、登録館を次期会長の活動圏である「北文」に考えておりますが、
館サイドの一押し案は「これまで通り（公民館登録）」を無難な線とお考えでしょうか？
登録の参考の為お聞きしたいと思います。

A . ここでは、現状の座間市公民館での登録でよいのではないかということをお伝えしています。別に座間市公民館を北地区に変えても現在の申請の意味と変わりありません。他の2館の対応はこれまで通りです。

質問 2

> B案 登録館を三館もしくは、輪番で移す。 三館に個別登録することも、一館に置くことも、差異があるとは思えませんが、・・・・。

具体的には30名の会員の場合、「輪番で移す。」および、「一館に置くこと」はその館に30名登録で判りますが、

「登録館を三館もしくは」及び「三館に個別登録すること」は各館に10名づつ登録することでしょうか？又は30名づつ重複登録する手続きでしょうか？

もちろんZPSCとしての一体性を保持した状態での手続的・形式的な話ですが。

A. 「輪番」については、こちらからのアイデアの一つとお考え下さい。

3館に全て「登録」(くどくなりますが、登録ではありません。申請です。)する場合、10名づづ分けるというのはお勧めできません。形式として「会員名簿」の提出をお願いしていますので、原則は全員のものが必要になります。ということで、3館に申請を出す場合には、おのの同様に全員の名簿を提出しなければなりません。
多くのサークルが複数の館を利用していますが、その煩雑さをなくすために、代表館(主に利用する館に申請していれば共通に同じ扱いをするとしているわけです。)

個人的な意見ですが、主たる活動館を座間市公民館から北地区文化センターに移すのでしたら、三館側も特段の対応の必要がないので、ありがたいと考えます。そのうえで、実際には東地区で集まることが多くても、座公に集まることが多くても、なんら問題ありませんので。

ご検討、よろしくお願ひいたします。

植松

以上